

小金井市の公民館、 公民館運営審議会について

社会教育法

第20条（公民館の目的）

公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与することを目的とする。

第22条（公民館の事業）

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね左の事業を行う。

- 一． 定期講座を開設すること。二． 討論会、講習会、実習会、展示会等開催すること。
- 三． 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四． 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五． 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六． その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第23条（公民館の運営方針）

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一． もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること
 - 二． 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を指示すること
- 2． 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

社会教育法

第24条（公民館の設置）

市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

第27条（公民館の職員）

公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2. 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
3. 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

第29条（公民館運営審議会）

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2. 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

社 会 教 育 法

第30条

市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2. 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。（一部省略）

第32条

公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

小金井市公民館条例

第1条（設置）

社会教育法第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。⇒別紙参照

第2条（分館）

公民館に次のように分館を置く。⇒別紙参照

第3条（管理）

公民館は、教育委員会が管理する。

第5条（休館日）

教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第1火曜日及び第3火曜日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

第6条（開館時間）

公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

小金井市公民館条例

第16条（運営審議会の設置設置）

法第29条に定めるところにより、公民館に公民館運営審議会を置く。

第17条（委員の委嘱基準及び定数）

審議会の委員は、定数を10人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による市民並びに教育委員会が必要と認められた者の中から規則で定めるところにより構成された委員を教育委員会が委嘱する。

第18条（委員の任期）

委員の任期は、2年とし公職等により委嘱された委員はその任期とする。
2. 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第19条（委員長の職務等）

審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
2. 委員長は、審議会を総理する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

小金井市公民館条例

第20条（職員）

- 公民館に館長及びその他の職員を置く。
2. 公民館の館長その他の職員は、教育委員会が任命する。
 3. 館長は、公民館を代表し公民館の運営をつかさどり所属職員を指揮監督する。

第21条（企画実行委員の設置）

公民館に公民館の行う各種事業の専門的な事項を調査研究並びに企画実施に当たるため、青少年教育、成人教育、文化活動及び視聴覚ライブラリーの公民館企画実行委員を設けることができる。

第22条（実行委員の委嘱）

実行委員は、各種団体又は審議会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

第23条（実行委員の任期）

実行委員の任期は、2年とし、公職等により委嘱された実行委員はその任期とする。

小金井市公民館の施設概要

	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
建築年度	S47	S47	S63	H3	H25
延床面積	371.96㎡	795.14㎡	790.01㎡	1,279.28㎡	1,411.32㎡
運営体制	市直営	市直営	NPO法人に委託	市直営※	NPO法人に委託
複合機能	なし	貫井南児童館 高齢者いこいの部屋	図書館東分室 東町集会所 高齢者いこいの部屋	図書館緑分室 高齢者いこいの部屋	図書館貫井北分室
備考	区分所有物件 (都営住宅の一部)		都の賃貸借物件 (都営住宅の一部)	※令和6年4月から NPO法人に 委託予定	



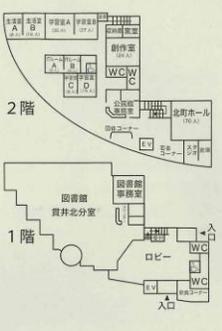
Welcome to Koganei City Kominkan

KOGANEI CITY MAP

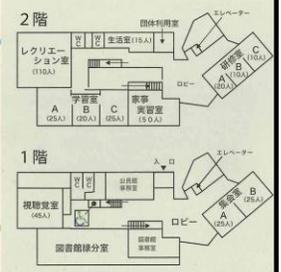
1 公民館(本館) 1階



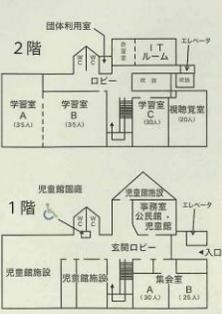
(貫井北センター内) 5 公民館貫井北分館



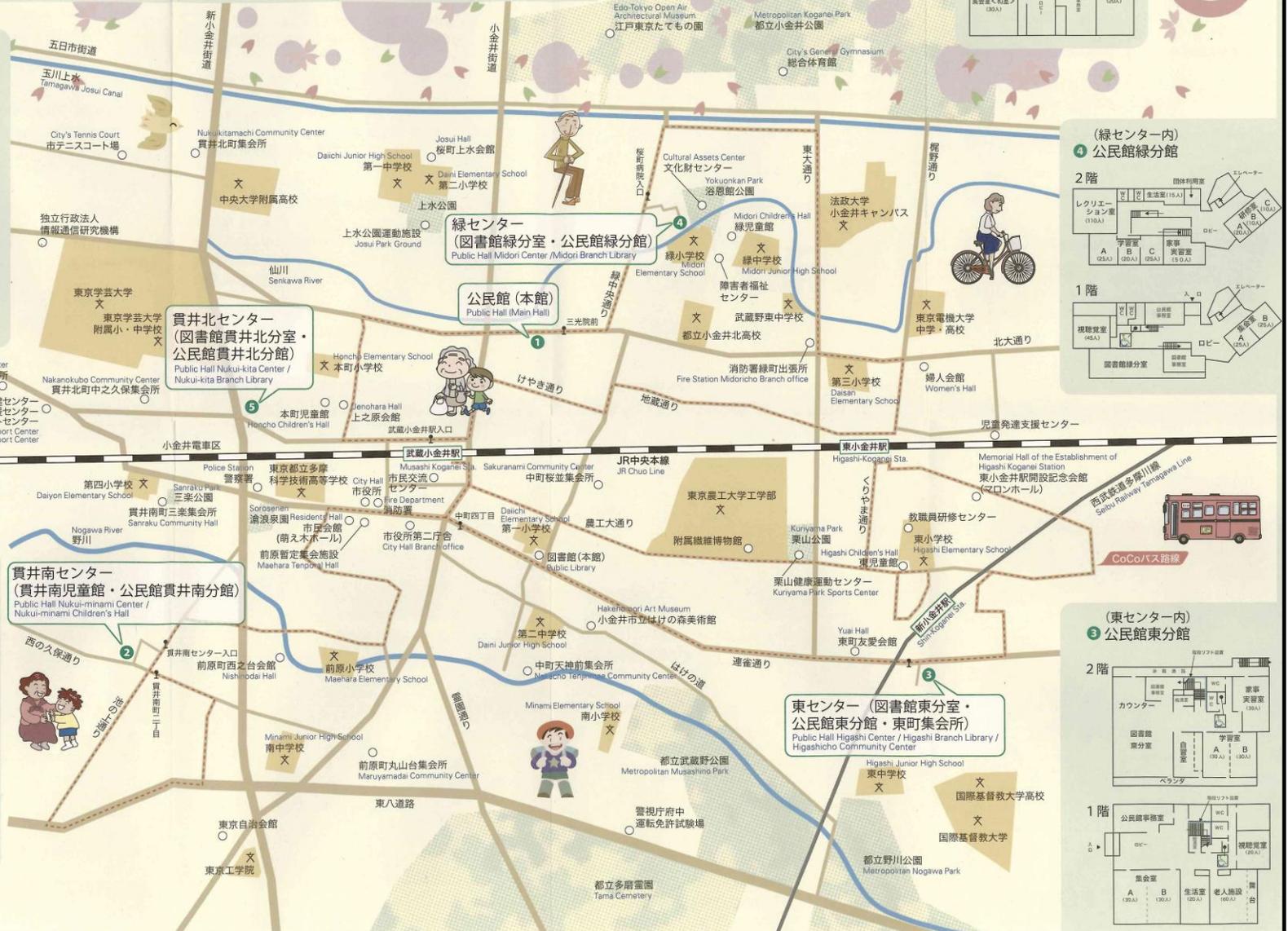
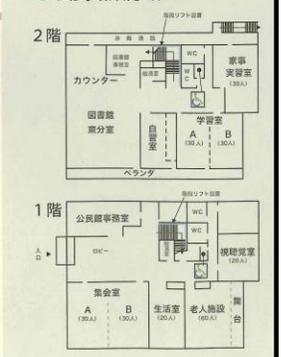
(緑センター内) 4 公民館緑分館



(貫井南センター内) 2 公民館貫井南分館



(東センター内) 3 公民館東分館



緑センター (図書館緑分室・公民館緑分館)
Public Hall Midori Center / Midori Branch Library

公民館(本館)
Public Hall (Main Hall)

貫井北センター (図書館貫井北分室・公民館貫井北分館)
Public Hall Nukui-kita Center / Nukui-kita Branch Library

貫井南センター (貫井南児童館・公民館貫井南分館)
Public Hall Nukui-minami Center / Nukui-minami Children's Hall

東センター (図書館東分室・公民館東分館・東町集会所)
Public Hall Higashi Center / Higashi Branch Library / Higashicho Community Center



公民館運営審議会の会議の進め方

- 前回会議録の承認

- 報告事項

- 公民館事業の報告（3か月程度以内実施した事業の報告を行う。）
- 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告

- 協議事項

- 必要に応じて協議（公民館施設使用料、諮問等）

- 審議事項

- 公民館事業の計画（3か月程度以内実施を予定している事業についての審議を行う。）⇒承認